

公布60年のいま 日本国憲法の原理を学ぶ



たかの ますみ
高野 眞澄さん
(香川大学名誉教授)

憲法には主権在民、人権尊重、戦争放棄といった近代政治の過程で勝ち取ってきた有用な市民社会の「価値」が含まれている。憲法は、そういう重要な価値を内包した「生きもの」であるから、これを守ろうとする力と変えようとする力が働いて、綱引きが起こる。一国の基本法として、普通の法律よりも高い効力をもつ憲法では、こうした憲法の価値をめぐる諸力の闘争は避け難い。

そこで、公布60年のいま、この間の憲法論議の流れを辿ることで、改めて日本国憲法の原理について学び、また再確認することが必要と考え、民主主義と平和の理念、人権尊重の原理について、それぞれ設問の形で議論を進めてみたい。

●設問1：国民は真の主権者であるか。

平和と人権の原理は、人間社会の最も崇高な理念に属しているが、それを国内、国際政治のうえで実現していくには、日頃から主権在民を前提にした「民主政治」が根付いていることが必要で、民主主義を深める実践が不十分だと、平和や人権は樹立できないだろう。

だが、主権が国民にあることはわかっている、使い方が理解されず、また民主政治の経験が浅いこともあって、わが国では国民代表と有権者の間の隔たりは余りにも大きく感じられる。近代市民憲法以来、国民は「主権者」とされるが実感がわかず、名目的なものではないように思われる。

そこで、19世紀以降、主権を真に国民の手に取り戻すために、欧米先進国では、普通選挙制を拡張したり、直接民主制を取り入れたり、政党の国政上の役割を強

化することで民意と議会の代表意思の間の事実上の一致ないし、類似の関係を確保するために努力が払われてきた。遅ればせながら、わが国もこの途を追いかけている。

●設問2：憲法は国民の手で書き直すべきか

周知のように、現行憲法の制定過程をめぐる評価として、米占領下の「押しつけ」だから、独立を回復すれば日本人の手で書き直すべきとする「自主憲法制定論」が提唱されてきた。その後、60年代の高度経済成長過程で社会的安定期を迎えて、改憲反対派が3分の1の壁を確保したことで憲法改正は容易な途でなくなった。その結果、条文に手をつけずに憲法の意味・解釈を変更する「解釈改憲」論が、冷戦期を通じて80年代まで続いていく。

ところが90年代に入って、政界・ジャーナリズムを巻き込む形で、戦争放棄・戦力の不保持を定めた第9条などの個別の論点を超えた「全面改正にむけた明文改憲論」が台頭してくる。この議論は、自主憲法の制定を「私たちの世代に課せられた大きな宿題」と受けとめる主張を含む限りにおいて、戦後初期の「押しつけ憲法」論の再現ともみられるが、問題は戦争の放棄と武力の行使を認めない平和主義の基本原則までの変更(改正)に行きつくのかどうかである。この点は正に主権者国民の政治的決断に委ねられている。

●設問3：60年のいま、憲法は定着したか。

憲法は、今日、改憲論議の攻防の対象にされる一方で、その中身が国民の意識と生活に根付いているといえ

るのか。「人権保障制度」に照らしてその定着、非定着が問題になろう。世論調査等では、自衛隊の存在を初め、言論の自由、象徴天皇制、それに日米安保条約も国民の間に定着しているとする結果が出ている。果たしてそうだろうか。

少し厳しい目で捉えるなら、憲法の内容に対する認知度は低く、国民一人ひとりに人権尊重の自覚に立った行動なり、憲法の普遍的価値への信頼は決して十分とはいえない。また、憲法と憲法政治の現実とのズレはむしろ深まっているし、異質のものに対するいじめや差別など、憲法が定着したといわれるなかでの公私のけじめ、権利への自覚、自他尊重の欠如など、負の構造があちこちに噴き出している。

とりわけ人権保障の分野における歴代内閣の憲法の具体化に向けた政策は、十分とはいえないように思われる。多くの国民は憲法から疎外され、無関心にさせられており、憲法に照らして政治を批判し、監視する目を逸らされている面もある。世界に通じる憲法の平和と人権の理念を暮らしに生かす具体化の運動が不可欠なゆえんである。恒常的な憲法教育も必要であろう。

このようにして憲法が打ち立てている上述の国民主権、平和と人権の普遍的価値をわれわれは誇りをもって次の世代に引き継いでいかななくてはならないが、厄介なことには平和の原理やその根底にある人権の保障とか、

環境の保護は、社会の仕組みや働きのなかでは一番遅れがちである。

例えば、差別の解消や平等権を定める憲法14条は、わが国における部落差別撤廃の原点をなすものとして憲法解釈の基本に据え、これに国籍、障害などを新しい事由に加えてよいかと思うが、何れにしてもこれを具体化する法律の整備が立ち遅れている。

同様に国際社会のレベルで、「少数者の集団」を対象に非差別・平等の観点を強める国際人権規約、人種差別撤廃条約等の「国際人権法」は、憲法の人権保障を補完する上で極めて有用であるのに、国内の人権侵害等社会問題の解決・是正に活かしていくために必要な国内法の整備が十分でない。

こうしたなかで近時漸く、憲法の人権政策を裏付ける「人権行政」の重要性が認識され、人権教育・啓発の推進、人権擁護・救済の活動が車の両輪に挙げられている。ただその場合、高齢者や障害者、外国人など対象とされるさまざまな個別の人権課題を広く「人権」として集約・包摂しながら、これをまちづくりの基礎に据えて総合的な運用を図っていく仕事は、各自治体の創意工夫と責任に委ねられており、それだけに当の自治体にとって正に力量が問われる問題でもある。

用語解説

日本国憲法

●第九条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

●第一四条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

- ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。

栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

●第二四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

出典：有斐閣『六法全書』